

オンライン申請・発給についての疑問・質問

- Q1 購入済みの従来の原産地証明書用紙はこれからも使えますか? A1 従来の「書面申請・窓口発給」の際に使えます。ただし、オンライン申請・発給では白紙(上質紙55キログラムベース(四六判換算)、A4サイズ(210×297ミリ))を使いますので、従来の原産地証明書用紙は使いません。
- Q2 オンライン申請・発給を利用するために必要なものは何ですか? A2 オンライン申請・発給には専用システムを用いますが、社内のサーバやPCに特殊なソフトウェアをインストールする必要はありません。 1)システムにログインするためのIDとパスワード、2)ネットワークにつながったPC、3)白紙、4)証明書をカラー印刷するためのカラープリンタを利用できる環境が必要です。
- Q3 サイン証明やインボイス証明はオンライン申請・発給できますか? A3 2020年7月時点では対応していません。原産地証明書(外国 産)→ サイン証明・インボイス証明のオンライン申請・発給は、順次対応 予定です。対応しています。
- Q4 輸出者の代行でオンライン申請したい場合、どうなるのでしょうか?
- A 4 将来的には対応予定です。当面の間、代行業者はオンライン申請を 行うことができません。

その他の詳細は、下記の商工会議所へお問い合わせください。

飯能商工会議所

商工会議所 貿易関係証明 広報サイト https://www.jcci.or.jp/boeki/

平成31年度情報技術利活用事業費補助金(原産地証明書電子申請化支援事業)

原産地証明書の「オンライン申請・発給」

商工会議所の原産地証明書(非特恵)は貿易取引に広く利用されている書類で、 全国の約400商工会議所が発給しています。

※従来の「書面申請・窓口発給」の原産地証明書も引き続き利用できます。

現行の「書面発給」の流れ(即時発給の場合の例)



「オンライン発給」の流れ



ステップ	書面申請・窓口発給	オンライン申請・発給
1.貿易登録	窓口 ォンラインのみ (申請書類の受取・提出)	オンライン(申請書類のダウンロード) 窓口(申請書類の提出)
2.発給申請	窓口	オンライン
3.決済	窓口	オンライン
4 .発給 (交付)	窓口	オンライン

オンライン申請・発給のメリット

✓自社から申請・発給が受けられるため、商工会議所の窓口へ出向く時間を節約

✔用紙を指定しないため、購入・保管のコストが削減

✓申請履歴を使ったデータの繰り返し利用で入力の手間が省けます(最長5年)

オンライン申請・発給の特徴

✓クレジットカードを使ったオンライン決済に対応

ノ申請者が白紙にカラー印刷

✓証明番号またはQRコードを用いて、検証サイトで真正性を確認

※「オンライン申請・発給」に対応している商工会議所は、「貿易関係証明 広報サイト」(https://www.jcci.or.jp/boeki/)をご参照ください。

※経済連携協定(EPA)に基づく第一種特定原産地証明書、およびシンガポール向け特恵原産地証明書は、「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」(https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/)をご参照ください。

原産地証明書 オンライン申請・発給手続きの流れ(申請者)

新規·2年毎

ステップ1 貿易登録

- ①オンラインで以下の必要事項を入力
 - ・企業情報、署名者(サイナー)
- ②登録申請書類の印刷・準備
- ③「誓約書|「業態内容届|「署名届|を印刷。その他の必 要書類は画面内で確認
- (4) 商工会議所に書類を提出
- ⑤ I D・パスワードの発行を受ける(2年間有効)

(留意事項)

▶ 貿易登録は2年間有効です。発給申請の 都度、手続きする必要はありません。

申請毎

ステップ2 オンライン申請 ①システムにログイン (要 I D、パスワード)

- ②典拠インボイス情報を入力
- ③原産地証明書への記載事項を入力 (②の内容を自動転記後、適宜修正)
- ④その他必要事項の入力(担当者名など)



システムによる画面入力サポート

典拠インボイス

ワンクリック



申請後、商工会議所でオンライン審査



ステップ3 オンライン決済 (クレジットカードによるオンライン決済)

- ①承認を受けた証明書を選択、外部決済サイトに移行
- ②カード情報を入力して決済
- ③決済完了と同時に証明書の印刷が可能



(留意事項)

▶ 承認を受けた原産地証明書が複数ある場 合、一括して決済することが可能です。

ステップ4 オンライン発給(交付)

- ①カラープリンタ、印刷用紙の準備
- ②発給可能な証明書を選択してカラー印刷



(留意事項)

- ▶ 用紙を指定しませんので、白紙に印刷し てご利用いただけます。
- ▶ 申請データが残りますので、商工会議所 への控えの提出は不要です。